⑤　平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用する自動車のうち、平日の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に、再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行するときを除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ　割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数（２会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が一のカードに適用する割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数（コーポレート契約）」という。）に応じて、料金の額に次式の率を乗じて算出する。

なお、算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

100－Ｗ（単位：パーセント）

㈱　上記式においてＷは、次の数値を表すものとする。

Ｗ：月間適用回数が（コーポレート契約）が１回から４回までの場合は０。
　　月間適用回数が（コーポレート契約）が５回から９回までの場合は30。
　　月間適用回数が（コーポレート契約）が10回以上の場合は50。

ハ　その他

本割引は、西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。

⑥　休日割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成26年４月28日に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率等

割引率は30パーセントとする。ただし、平成26年４月１日から平成26年６月30日までの割引率は50パーセントとする。

なお、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成26年４月１日から平成30年３月31日までとする。

⑦　障害者割引

イ　割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑧　乗合型自動車回数券割引

イ　割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために本道路を通行する別添１－１に掲げる乗合型自動車。

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ　適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

ニ　経過措置

従前の料金にかかる回数券については、平成26年４月１日から６か月間に限り、従前と同様に使用できるものとする。

⑨　割引相互間の適用関係

イ　割引相互間の重複適用関係

①から⑦に定める割引相互間の重複適用関係は別添８のとおりとする。

ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添８において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ　④と①から③まで、⑥又は⑦の割引相互間における重複適用関係

㈠　④と①又は②は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。

㈡　④と③、⑥又は⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。

ニ　⑤と③又は⑥の割引相互間における重複適用関係

⑤と③又は⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。